

三次市次期一般廃棄物最終処分場候補地選定委員会設置要綱

(設置)

第1条 本市が整備を計画している三次市次期一般廃棄物最終処分場の候補地の選定に当たり、整備に係る基本的事項について、広く専門家や市民等の意見を聴くため、三次市次期一般廃棄物最終処分場候補地選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 選定委員会は、三次市次期一般廃棄物最終処分場の整備のあり方等について必要な事項を検討し、候補地の選定について市長に提言するものとする。

(組織)

第3条 選定委員会は、委員13人以内をもって組織する。

2 選定委員会の委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 住民自治組織の代表者
- (3) 公募により選出された者
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から第2条に規定する所掌事務が終了するまでの間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 選定委員会に委員長及び副委員長1人を置く。

2 委員長は、委員の互選により定め、副委員長は、委員の中から委員長が指名する。

3 委員長は、選定委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 選定委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 選定委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 選定委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を選定委員会に出席させ、その意見を求めることができる。

(会議の公開)

第 7 条 選定委員会の会議は、原則として公開するものとする。ただし、委員長が公開に適さないと認めるときは、会議に諮って非公開とすることができる。

(会議録)

第 8 条 委員長は、次に掲げる事項を記載した会議録を作成するものとする。

- (1) 選定委員会の会議の開催年月日
- (2) 出席した委員等の氏名
- (3) 会議に付した案件
- (4) 議事の内容
- (5) その他必要と認める事項

(庶務)

第 9 条 選定委員会の庶務は、市民部環境政策課において処理する。

(その他)

第 10 条 この告示に定めるもののほか、選定委員会に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和 5 年 7 月 10 日から施行する。

(最初の会議)

2 この告示の施行の日以後、最初で開催される選定委員会の会議は、第 6 条第 1 項の規定にかかわらず、市長が招集する。